

## **羽生市マニフェスト作成の支援に関する要綱**

### **(目的)**

**第1条** この要綱は、公職の選挙に立候補を予定している者（以下「立候補予定者」という。）がマニフェストを作成する場合に、羽生市情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）に基づく情報提供施策として、立候補予定者に市が保有する各種計画等の情報（以下「保有情報」という。）を公平に提供することにより、立候補予定者の具体的な政策の内容及びそれを実現する手法について市民が検証できる内容のマニフェスト作成の促進を図り、もって市政への市民の参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

### **(定義)**

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公職** 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。
- (2) マニフェスト** 政策の数値目標、実施時期、財源等を明示した公約をいう。

### **(支援の申請)**

**第3条** 立候補予定者は、マニフェストを作成するに当たり、保有情報の提供を受けようとするときは、保有情報提供申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請ができる期間は、立候補しようとする公職の選挙ごとに、公職の任期が終わる日の6月前の日（議員の欠員、衆議院又は議会の解散、長が欠けること等により選挙が行われる場合については、これを行うべき事由が生じた日）**

からそれぞれ当該選挙の公示又は告示の日の前日までの間とする。

(保有情報目録の作成)

第4条 市長は、提供できる保有情報の目録を概ね別表に掲げる項目ごとに作成するものとする。

(支援の内容)

第5条 市長は、第3条の申請があった場合においては、申請者に対し保有情報目録を提示するとともに、必要な保有情報又は保有情報の写しを提供するものとする。ただし、保有情報に条例第5条に規定する非公開とする情報が含まれているときは、この限りでない。

2 市長は、申請者から保有情報の内容について説明を求められた場合においては、当該保有情報を所管する課所等の職員に保有情報の内容について説明させるものとする。

(費用の負担)

第6条 前条第1項の規定により保有情報の提供を受ける申請者は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担すべき費用の額は、羽生市長が管理する情報の公開に関する規則（平成13年規則第13号）に定める別表の額とする。

(所管)

第7条 申請の受付等この要綱に定める事務は、総務部総務課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

**この告示は、平成21年12月10日から施行する。**

**別表（第4条関係）**

**保有情報（項目）**

- 1 市の総合計画
- 2 市の各種計画
- 3 市の予算書及び決算書
- 4 市の例規集・例規データベース
- 5 市議会の議事録
- 6 市議会議案
- 7 市の発行物
- 8 その他羽生市のホームページ上に登載されている情報

**別記様式(第3条関係)**

**羽生市長 様**

**保有情報提供申請書**

**マニフェスト作成のため、保有情報の提供を受けたいので申請します。**

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	
申請者住所	
申請者電話番号	
代理人 代 理 人	氏 名
	住 所
	電 話 番 号
提供を受けよう とする保有情報 の内 容	

**代理人による申請の場合は、委任状を添付して下さい。**